

令和 年 月 日

児童クラブ運営管理者 殿

## 児童クラブ利用料減免申請書

申請者 住所 碧南市 町 丁目 番地

保護者名 印  
連絡先

児童クラブ利用料の減免について、次のとおり申請します。

児童名 生年月日	(ふりがな)  平成 年 月 日生
学校・学年	小学校 年生
児童クラブ名	児童クラブ
減免開始年月	令和 年 月 から
減免の理由 (該当部分を○で囲んで下さい。)	ア. 生活保護世帯（福祉事務所で確認をします。） イ. 児童扶養手当受給者世帯（全額支給停止世帯を除く。） (児童扶養手当更新時にはご注意ください。裏面記載。) ウ. その他、特に支払いが困難であると認められる場合
ウの場合の内容	

碧南市福祉事務所長 殿

上記申請者について、減免対象世帯であることの証明をお願いします。

申請者 保護者名 印

上記申請者について、減免対象世帯であることを証明します。

令和 年 月 日

碧南市福祉事務所長 印

※ 裏面の＜減免申請についての注意事項＞をよく読んでから記入して下さい。

児童No.  
( )

所長	係	処理欄	クラブ
		/	

<減免申請についての注意事項>

- (1) 減免申請があった月の翌月から児童クラブ利用料が減免されます。
- (2) 減免資格のなくなった月の翌月から児童クラブ利用料が発生します。
- (3) 生活保護世帯でなくなったとき、または、児童扶養手当が全額支給停止になったときは、減免資格がなくなります。すみやかに各児童クラブへご連絡下さい。
- (4) 児童扶養手当受給者世帯で申請される場合
  - ア 児童扶養手当が全額支給停止の場合は申請できません。
  - イ 児童扶養手当受給資格は8月中に更新を行っております。その際には、新たに減免申請書の提出をお願いします。

※ 10月31日を過ぎて申請があったときは、(1)が適用されます。
- (5) その他、児童クラブの利用料減免について、児童クラブ運営管理者により変更になる場合がありますのでご了承下さい。